

し、是非を争はざるに決するに決すべし、然し、此等の事柄を以てして、日本は、
得ることなし、且つ、其の事柄が、日本に、
するに、
判、
終、
務、
つ。従、
以、
の、
民、
当、

は、
つ、
機、
外、
務、
省、

ま、
り、
で、

平、
あ、
し、
の、
立、
重、

、
採、
た、
て、
る、
す、
外、
務、
省、

前條に於て、前記の条約及び協定の締結に必要と認めらるる事項は、本協定の締結に必要と認めらるる事項に準じて之を決定すべし。

The authority of the Emperor and the Japanese Government to conclude peace treaties is hereby restored on the condition of peace between the former belligerents. As soon as the treaty is ratified or otherwise comes into force, all rights and duties which exist in the name of peace between the members of the family of Nations are ipso facto and at once, revived between the former belligerents.

The authority of the Emperor and the Japanese Government to rule the state shall be subject to the Supreme Commander for the Allied Powers who will take such steps as he deems proper to effectuate these terms surrender.

本協定の締結に必要と認めらるる事項は、本協定の締結に必要と認めらるる事項に準じて之を決定すべし。

外務省

→ 協定の効力と協定に連く国内法令

(一) 協定の効力

一に述べた通り平和協定の締結により、降伏文書に基礎を有した。日本政府の最高機関最高命令官に對する義務關係はこれに終局し、従つて右義務關係が盡いて後者は盡せられた協定はその成立の基礎を失ひ當然効力を失ふこととなるべきである。

尤も降伏協約において特にその効力存続を規定する場合とは別であり、又その可能性あるのである。今幸そスエーデンに於いてオーストリア降伏協約が廢せられた際、ソ連はオーストリア管理委員會がナチス一掃の目的をもつて後者を維持し、法令はそのまゝの形で降伏協約後もオーストリア政府はこれを維持するといふ規定をなすことを主張し南に對し其協定はオーストリア政府が右委員會の定めたる原則を維持すれば足り

外務省

諸君が、我々の利益のために、
 のり、さうして、
 法律上の権利を、
 認めるべきこと、
 である。

外務省

外務省

我々の利益のために、
 のり、さうして、
 法律上の権利を、
 認めるべきこと、
 である。

外務省

日本銀行の準備金と対外債権の増減

従つて平準債権の増減は、平準債権の増減は國
際債権の増減を反映する國家の自主的行動といふ意味を有
することには疑いなく、若し日本がその國際の義務に違反する時
にはこれまでものうりに國際命令の命令に違反するといふ形
を取らないうで國際義務に背く義務の不履行といふ形を取る訳
である。故のうりな義務であるから、適合國際に於いて國際
條約履行義務のための何等かの義務を課けるのであるが、
それは日本が自主的に國際義務を遵守するのを監督する機關
であつて、*IMR*の如く、資本の履行を命令する權限は、
もはや持たず得ない。そして日本側につきは、國際不履行の事實が
あつても、これが履行につき日本側に要求するところは、法
律的には無く、國際命令でなく、適當の外交的要求であつて、
日本は有要求に對し對等の立場で我方の見解を陳べて續續し

外務省

得るのであり、従來のうりに一掃指令が來れば絕對に服従し
なければならぬといふと異なる。

若し實質的に資本の *IMR* と此の点につき同じ權限をも
つ監督機關といふ監督機關が國際條約後も維持するが如きと
とあればそれは日本の國際義務であり、獨立權限である。

此の点につき今春のモスクーイ國際外債金限にかいて、オース
トリアの國際條約が破られた際、國際條約義務を占領中
は管理委員會（指令權その儘資本の *IMR* と類似した權限
を有する）を維持すべしと主張した事案に對し、英米側が主
張した「國際條約實施後かかる機關を維持することはオース
トリアの主權侵害なり」との正論が對英米國際條約にかいて
リヴェールすることが望ましい（モスクーイは英米國際條約
違反の主張に對し適合國際管理委員會は占領軍の保護と國際條
約違反を阻止することとなつた）。

外務省

管理機關の管轄の範囲

管理は若くは加へてあるが、若し平和條約にかいて彼我の間に更めて特別の合意をして平和條約の義務の履行を確保したりその他の目的のためある程度の直接管轄を行ふことになれば、こゝに平和條約に基いた対日管理が行われることとなる。

しかして右管理機關の権限は連合國としては、廣く非武装化、民主化の各局面をカバーすることを希望するであらうが抑々日本としては既に高遠理想主義的立場に立ち、武装解除民主化の双方ともこれを我が國民理想として、自主的に推進すべく新進進を飛足したのであつて、わが國の側よりすれば右兩目的の實現に關しては、あえて外國の監督、干渉を要せず、「彼等が心配ならば違反について彼等の欲するが如き嚴重な制裁を規定すれば、すなわち可なり」との建前で押し

外務省

度のものであるが、一步譲るとしても、一國の主権制限の範囲は可及的に極少に解すべき國際法上の原則に照らし、彼等の直接の安全に影響ある事項として、武装解除に關する監督は止むを得ざるものとして認めるが、民主化については日本の自主的施策に委せらるべきを主張すべきである。

事物の性質から言ても一般に民主化の如き事項は他の強輔を俟つべきものでなく、各國の自発的な努力に委すところを知つてその実効を期待すべきものである。國際連合も、この趣意を認め、安全保障に影響する事項については、安全保障理事會に一定の制衡を認めてゐるが、經濟、社会上の問題に關しては、國內事項不干渉の原則を維持し、經濟社會理事會も單に勧告をなし得るにとどめてゐる。

万一武装解除除外のことにつき管理をせられるが如きことなれば、我國の獨立國家としての地位はもはや有名無実となるのである。

外務省

調査の概要

本調査は、労働政策の調査機関として、日本の労働政策が如何なるものであるかを明らかにし、その調査結果を公表するものである。調査の目的は、労働政策の調査機関として、日本の労働政策が如何なるものであるかを明らかにし、その調査結果を公表するものである。調査の目的は、労働政策の調査機関として、日本の労働政策が如何なるものであるかを明らかにし、その調査結果を公表するものである。

調査機関の名称

本調査は、労働政策の調査機関として、日本の労働政策が如何なるものであるかを明らかにし、その調査結果を公表するものである。調査の目的は、労働政策の調査機関として、日本の労働政策が如何なるものであるかを明らかにし、その調査結果を公表するものである。

外務省

本調査は、労働政策の調査機関として、日本の労働政策が如何なるものであるかを明らかにし、その調査結果を公表するものである。調査の目的は、労働政策の調査機関として、日本の労働政策が如何なるものであるかを明らかにし、その調査結果を公表するものである。

外務省

(5)
軍備撤廢問題